

新潟家庭裁判所委員会(第19回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成24年12月3日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

なし

第2 議事

1 家事事件手続法の施行に伴う家庭裁判所の広報について(意見交換)

意見交換に先立ち、裁判所出席者が、「家事事件手続法の概要と広報について」及び「子の意思の把握について」を説明した。

(委員長)

裁判所からの説明を踏まえて、皆様からご意見等をいただきたいと思います。家事事件手続法は、当事者に大きな影響を与える内容になっています。家庭裁判所を利用する方々に、どのように周知するのかという点も含めて、議論していただきたいと思います。

(学識経験者委員C)

今回の法改正で、子の福祉に関する部分も強化されたと聞き、大変嬉しく思っています。私どもの市役所では、子どもの福祉や一人親家庭の支援等を行っていますが、両親が離婚された後の子どもの養育というのは、様々な困難に直面します。一人で育児と家事を担うのは大変なことですし、それは経済的にも同じことが言えます。そのために、市役所でも、一人親の方や子どもの状況を見て、ふさわしい道を見つけるサポートをしています。このような問題は、離婚が成立した後のことです。例えば、養育費についても、現実には養育費を受領できない方が多いわけであり、その辺りの解決を家庭裁判所で一緒にしていただければ、非常にありがたいと思います。また、平成24年7月

の最高裁判所の広報テーマ（家庭裁判所調査官～子どもの気持ちを聴く～）には「子どもの福祉に沿った解決を実現するために、保育園や学校、児童相談所など、地域の関係機関と協力することもあります。」と記載されていますが、これは大きなポイントなのだと思います。両親が離婚した影響を少しでも小さくするために、早い段階で各関係機関と一緒にあって、その子どものこれからのことを解決に向けて話し合うのは、良いことだと感じていますので、できる限り協力したいと思います。

（学識経験者委員H）

家事事件手続法の広報の在り方について説明していただきましたが、データはないのですか。家庭裁判所は、この広報態勢について、現状十分に行えているという認識であるのか、どういうことを問題点として考えているのかが良くわかりませんでした。

（三上法曹委員）

まさに、今日この場で各委員の方々に議論していただいて、お知恵を貸していただくことになると思います。広報対象者をどのような方にするのか、一般的な広報とともに、情報が必要な方にアクセスしやすいような環境を作っていくことが必要ではないかと考えます。

（学識経験者委員B）

現代社会は「ネット社会」と言われていますが、各業種の広報手段についても、インターネットに頼ることが多くなっています。私も家事事件手続法を事前にインターネットで調べましたが、すぐに理解することができませんでした。先程、裁判所からの説明を聞いて、少しは理解しつつあるのかと感じています。インターネットは、1億人が利用していると言われています。広報の本質というのは、情報疎外者に対して、いかに対応するのかわかると思います。大半は利便性がある故にインターネットを利用するのですが、私は、最終的には紙媒体が効果的だと考えています。いろいろな形で新潟県民各層に話を伺ったとき、何に基づいてこの情報を得たのかということを経験から顧みまると、回覧板や市報なのです。インターネットを使って広報を行ったとよく耳にしますが、現実にはインターネットから情報を得るという方はわずかなのです。一番良く情報が伝わるのは、新聞と回覧板と市報です。しかし、新聞や市報を使

って広報をしたからといって、果たしてすぐに浸透するのか、出す文言や表記等をいかに考え、家事事件手続法を幅広く当事者や当事者を取り巻く関係者、親族、相談者として家庭裁判所に来庁する方に周知すべきかを検討していただきたいと思います。

(委員長)

今のところ、現に家庭裁判所を利用する方々に対しては、家事事件手続法に対応する各種申立書の書式を渡したり、実際に手続案内のために来庁された方々には同法の説明をしているようですが、それ以外に、特に回覧板や市報等での広報活動は行っていないようです。

(裁判所出席者)

家事事件手続法の施行を取り上げた広報用のチラシ[平成24年12月の最高裁判所の広報テーマ(家事事件手続法の施行を迎えて-家事事件の手続が新しくなります-)]を新潟県内の市区町村に配布しています。その際には、市報等に載せていただければお願いしますという文言を付しています。実際に載せていただいている市区町村もあるかと思えます。

(委員長)

いろいろと家事事件に関して手続が変わったということ、実際に家庭裁判所の手続を利用しようと考えている方々に対して、どのように周知しているのでしょうか。

(三上法曹委員)

今までの家事調停手続は、相手がどういう主張をしているのか、どういう証拠に基づいているのかが十分に知ることができませんでした。調停委員会としては、紛争の激化を防止するために、主張をオブラートに包んで対立当事者に伝え、実は伝わっていなかったりする場合もあり、その辺りの手続を透明にしたのは、まさに家事事件手続法の目玉のひとつなのです。自分の主張を相手に伝えたい場合には、自分自身で資料を準備して相手にも見てもらうことで話し合いが促進するということを家庭裁判所としてはアピールしていきたいと考えています。そのために必要な準備としては、具体的に家事調停事件の申立てを考えている方には、手続説明についてのパンフレットを作成して渡しています。

(委員長)

そうすると、当事者に与える影響も大きくなることから、これから家庭裁判所を利用する方に対して、どのような方法で広報的な発信をすれば良いのか、その結果、きちんと家庭裁判所の思いが伝わるのか。その方法等について、ご意見を伺いたいと思います。

(学識経験者委員 E)

一般市民の方は、家事事件といっても離婚や家庭内のもめ事というくらいしか思い浮かばないのだと思います。したがって、一般市民の方が想定しやすいような、目に見える事例を出すのが得策だと思いますので、このことを踏まえた広報を行えば良いと思います。先程、市報にもお願いしているという話が出ていました。市報は、余白があるときは掲載してもらえますが、反面、余白がないときはなかなか掲載してもらえないのが実情です。依頼する際には、市報の担当者が興味を持つような工夫をすることも必要だと思いますし、市報に掲載された場合には、その誌面を家庭裁判所に送付してもらうようお願いすることも大事だと思います。家事事件は、広く国民の誰もが利用できる手続ですので、紙媒体の広報はもちろん、テレビや新聞などのマスメディアも活用していけたら効果が上がると思います。

(委員長)

テレビや新聞を使って広報を行うとなると、費用の問題が生じますね。

(学識経験者委員 E)

お金をかけずに、おもしろいテーマを考案してマスメディアに取り上げてもらって、ニュースや記事にさせていただくという方法も可能ではないかと思えます。

(学識経験者委員 A)

元々、非常に広報の難しいテーマだと思うのですが、先程、市区町村に対して、平成24年12月の最高裁判所の広報テーマ(家事事件手続法の施行を迎えて - 家事事件の手続が新しくなります -)を送付したという話がありました。が、市区町村のどの係に送付したのですか。

(裁判所出席者)

広報窓口です。

(学識経験者委員 A)

市区町村の広報係の方が今回送付したこの家事事件手続法に関する「広報テーマ」を見ても、どこの部署に渡せば良いのかがわからないと思います。興味のある部署に全く回っていないという状況なのだと思います。家庭裁判所の方で、どういう部署に送ってもらいたいのかを明記して依頼しないと今回の家事事件手続法に関する情報を必要としている部署まで到達しないのだと思います。市報という話がありました。市報は、確かに市民が多く利用している非常に有効な広報媒体なのですが、今回送付した家事事件手続法に関する広報テーマですと、送付された側からすると、長い、しかもわかりにくい内容だと感じる可能性が高いので、市報に掲載依頼をする材料としては適さないと思います。これを一般市民の方が読んだとしたら、何ともややこしい記載もありますし、すぐに興味をひかれて読むものではないと思います。これは必要に迫られた人だけにしか興味を持っていただけないような内容ですので、やはり必要に迫られそうな人が行く場所にきちんと届けなければいけないと思います。市報に出すとしたら、家事事件手続法に関する広報テーマの説明会を開きますという広報であれば、市報を活用する方法は適していると思います。そういう意味では、法律相談を行っている関係機関や子どもの福祉を担当している部署に対して、説明会のようなものを開催する必要があるのだと皆さんの意見を聞いて感じました。離婚を考えたときに相談に行くいろいろな窓口があります。それから、子どもの監護のことなどを考えたときに行く市や県の相談窓口あるいは女性支援団体等があると思いますので、そういう各種機関の担当者に説明をするのであれば、その担当者は非常に興味を持って聞いていただけるのではないかと思います。

(学識経験者委員 C)

今の意見について、私もそのとおりだと思います。「子どもの気持ちを聴く」ということを主題に家庭裁判所調査官を取り上げた平成24年7月の最高裁判所の広報テーマを見て、非常に興味を持ちました。子ども関係ということであれば、新潟市こども未来課が担当部署ですし、市区町村単位では必ず児童福祉関係の部署があります。男女共同参画などの方面でも協力することができると思います。ただし、できればどこが変わってどのようなところが良くなったの

か、この制度を活用するとこのような利点があるというような、もう少し具体的な事例を挙げていただけると、私どもの市役所としても、窓口の職員に対して説明しやすいと思います。今回送付したという家事事件手続法に関する広報テーマだけでは、裁判所に対してある程度質問をさせていただかないと、なかなか市民の方々にどのように広報したら良いのか具体的なイメージがわいてこない面があります。実際にこの制度を使うと今まではこうだったけれどもこれからはこのような良い面があるとか、あるいは市区町村の窓口の職員と一緒に話し合いをして、こういうときはこういうふうにつなげば、もっと子どもたちの将来が良くなるとか、このような連携を構築するためにも少し具体的な場面を示していただきたいと思います。やはり裁判所と各種関係機関の担当者同士で懇談したりする機会も必要だと思います。

(学識経験者委員A)

私は家事調停に直に携わる立場にありますが、自分がこの仕事をしていても家事事件手続法については、なかなかわかりにくいところがあると思うときもあります。家事事件手続法の施行によって、家事調停や家事審判のやり方が新しくなります。この制度を利用する・しないは別として、家事調停に対してネガティブな印象を持っている方、つまり、自分たちの思いどおりにはいかないのではないかと思っている方に対して、平成25年1月からは現在の制度が改正され、従前よりももっとわかりやすい家事調停制度になりますので利用してくださいという広報が必要だと思います。その際には、利用する方々がより主体的に、自分でいろいろな作業をしていただくことになるということも明記すべきだと思います。また、子どもの意思の把握については、今までよりもさらにきめ細かい対応をするということが家事事件手続法で明文化されましたので、従前よりももっと信頼のおける家事調停や家事審判が可能になると思います。

(学識経験者委員D)

昭和22年当時の家事審判法の立法趣旨と現在の社会の状況があまりにも変わってしまったために家事事件手続法が整備されたということ、それから、今までは、相手方の主張に対して対立する意見を述べる機会がなかったが、これを担保するということがよろしいのでしょうか。とすれば、今回の家事事件手

続法の施行は、やっとな制度に合った法律に変わったということだと思います。そうであれば、ここを敢えて強調して広報をしないといけないのかが私の中では疑問なのです。むしろ、現行の家事審判法下で家事審判及び家事調停の手続をされた方々に対して、きちんと説明をしないといけないではないかと思ひます。家事審判事件、家事調停事件のカテゴリーが良くわからないのですが、新潟県民の結婚している家庭がどのくらいあるのか、その全家庭に対して広報をしなければならないのか。それから、次の段階として、結婚しているけれども状況が危機的である方々に対して、知らせればいいのか。いや、新潟県民全員に広報をしなければならないのか。要するに、広報を行う相手先をどこにターゲットを絞るのかを考えなければいけない感じがします。各世帯にリーフレットを配布すれば、広報という観点からは十分な気もします。以前、俳優の上川隆也さんがNHKのドラマで家庭裁判所調査官の役をやっていたことがあったと思ひますが、あの手のドラマをもう一度NHKに作ってもらひ。そうするのが一番わかりやすく伝わるのではないかと思ひます。あまり漠然とした抽象論をしても、利用する方々には浸透しないのではないかと思ひます。そのほか考えられるとすれば、ある離婚しようとしている夫婦に密着取材をしてドキュメンタリーを制作するかですが、ただこれをやると相当殺伐とした感じになるはずでひです。場面によっては相手を攻撃したり非難したりすることが予想されますので。ドロドロになって、ボロボロになって、悔いが残るといいですか、恨みを残しつつどこに合理性があるのかが示されるということひで、浄化できて受け入れるという態勢になると思ひます。ドラマ関連、テレビを使った広報も効果的ではないかと思ひます。

(委員長)

私の印象では、これからは自分が主張することは、相手方に対してははっきりとその主張は伝わる、相手の話もきちんと聞く、そうやって論点を明確にして解決を図る。確かに手続の流れとしては普通なのかもしれませひ。これまでのやり方というのは、家事調停を例にとると、「ここだけの話ですが」というような、自分の意見や主張は相手に対して伝わらない、伝えて欲しくないというやり取りもありましたが、今後は、自分の主張は相手方に伝わるということ、それから、自分の提出した資料についても、相手方に開示されます、相手方の

言い分をきちんと聞きましょう、というような対応になりますので、今回の家事事件手続法の施行は、当事者に変化を求めているものだと思います。

(学識経験者委員B)

今回の家事事件手続法の整備は、元に戻れば、「利用する皆さんの立場になって対応できるようになったのです。お困りの方はどうぞお越してください。」というような、国民がもっと気軽に手続を利用できるようになったといった解釈でよろしいのでしょうか。そのための広報がいかにあるべきかということであるならば、総論・各論といった形で難しいことを事細かに書くよりは、総論として改正のポイントを記載し、「詳しくは家庭裁判所の窓口へ。」という二段論法で良いのではないかと思います。新潟県民各層にすべからく深く理解をと言ったところで、なかなか難しいというご意見も委員の方々からも出ています。どちらかと言うと、また、当事者本人よりも当事者を取り巻く方々に情報をお知らせしたほうが効果的だと思います。欲張った形で全部盛り込んで広報しようとしたところで、新潟県民各層に浸透させることができないし、理解できないと思います。

(学識経験者委員E)

相手の意見も聞く、自分も主張する、相手も主張する、本当に今までできなかったことがきちんとできるようになって、当たり前になったと思うのですが、当事者同士が自分たちの意見だけではなく、審判の結果により影響を受ける方、家族や子どもなどの意見も聞いた上で進行するのだということを理解してもらう必要があると思います。事件の内容が想定できないので、少し具体的にどのような解決になるのか、当事者にとっての利益・不利益かどうなるのかななどを説明していただきたいと思います。

(三上法曹委員)

例えば、親権者変更事件、双方の両親がいて、離婚して親権が片方にある状態、すなわち単独親権になっている場合、理由があって親権者を変えるというときに、子どもが事実上一番の影響を受けますので、一定の年齢以上の子どもについては、その陳述を聞くことになります。そうすると、両親同士が合意していたとしても、その子どもの意見を聞くことで、子どもにとってもいい結論になるでしょうし、両親にとっても子どものための手続だということを改めて

理解できるのだと思います。

(学識経験者委員D)

そもそも、その不利益を被るといのはどのような場合を指すのかが見えてこないのです。例えば、消費税が上がるとなれば、それは大変だと思いますが、今回の家事事件手続法の整備を見ると、今までなされていなかったことがより丁寧な手続になりましたというだけの話なのだと思います。とすれば、そんなに差し迫って今回の家事事件手続法の施行に関する広報を積極的に行ったり、アピールする必要があるのだろうかとも思います。誰しもが関わらなければいけない法律ではないと思います。やはり、必要とする方が家事事件手続法をうまく利用・活用してもらおうということではなかないと感じています。広報を行うターゲットを絞って、30代や40代の家庭に対してPRしていく方法もあると思います。

(委員長)

家事事件手続法では、申立書を相手方に送付することになりました。家事審判法はこの規定が存在しませんでしたので、この家事事件手続法を見て、なかには、「えっ、申立書を相手方に見せるのですか。」というような反応も結構ありました。例えば、離婚事件について申しますと、その申立書の中には、相手方の人格に対する攻撃やいろいろな主張がされており、そのままそっくり相手方に開示をすると、今後の調停手続での話し合いがかえって面倒なことになるので、申立書を相手方に送付することについては、申立人側の抵抗もありました。

(法曹委員J)

私が依頼者から相談を受けて、申立人の代理人として離婚調停の申立書を作成するときには、できるだけ火に油を注がないような形で、ある程度依頼者の言うことはもちろんきちんと聞きますが、それを文章にする際にはなるべく冷静に、客観的な書き方をするようにしています。人格攻撃にあたらぬように、あるいは、夫婦間は密室ですので、主張する全部に証拠があるというわけではないのですが、やはり、ある程度暴力を受けたという主張をするのであれば、診断書を提出するとか、きちんと証拠に基づいたものを作成するように心がけています。弁護士が作成した申立書が相手方に送付されたとしても、それでも

非常に紛争が混迷を深めるおそれがないわけでもありませんが、まして当事者本人が自分の気持ちのままに書いた文章をそのまま相手方に開示した場合を考えると、かなりきついのだろうという気がします。ただし、その反面良く考えてみると、今までの手続では言いつばなしになっていて、その結果調停が成立しない場合には次は裁判となり、結局は混乱してしまうことがありました。むしろ、調停の場でも申立人の主張を相手方が見ることによって、申立人も相手方の反論を受ける。相手方から申立人の主張は違うという証拠も提出してもらおうというようなことを想定して、お互いのやり取りがうまくできていけるようになれば、今までのように好き勝手を言ってやり合うような手続よりは、お互い冷静になれるのではないかとも思います。私もこの家事事件手続法を最初に見たときは、大丈夫なのかと思いましたが、考え方を考えてみることも可能であると感じました。したがって、やはり調停委員や裁判所の窓口で、ある程度そこから辺を導入当初はうまくコントロールしていただいて、言いつばなしではだめ、相手方にも申立書を見せるし反論も受ける、証拠がないときはその主張は認められない場合があることを当事者にわかってもらえるようにして、相手の反論を受けながら自分の主張をしていくほうが良いのではないかと最近は思います。ちなみに、平成25年1月1日から施行される家事事件手続法に対応する各種申立書の書式やパンフレット等を配布する準備はされているのでしょうか。

（裁判所出席者）

現在の実務の運用として、家事事件手続法の施行に先立って、既に相手方には申立書の写しを送付していますし、パンフレット等の説明書についても、新しい手続に対応するものを用意しています。

（法曹委員J）

今回市区町村の広報窓口を送付したという家事事件手続法に関する「広報テーマ」は、一体だれに向かって作成されたものなのでしょうか。おそらく一般の方は、家事事件を利用すること自体、一生に1回あるかないかという手続だと思いますので、前の手続から今回の法改正でこのように変わりましたという説明をされたところで、そもそも前の手続を知らない方もいるわけです。これから家事事件を利用する方は、新しい手続だけを知っていれば良いと思います。

新旧の違いを事細かに広報しても効果的ではない感じがします。

2 裁判所の広報一般について（意見交換）

意見交換に先立ち、裁判所出席者が、パワーポイントにより、「裁判所の広報について」を説明した。

（委員長）

裁判所からの説明を踏まえて、皆様からご意見や新たなご提案等をいただきたいと思います。

（学識経験者委員 G）

家庭裁判所の一般的な広報と新潟家庭裁判所の広報は、同じものなのか、それとも、違うものなのかということを考えていかなければならないとは思いますが、確かに一般的な家庭裁判所の広報は、ここ10年くらいの間に大きく様変わりし、いろいろな情報がホームページに載るようになりました。しかし、最高裁判所のホームページに掲載されている統計データなどは依然としてPDF形式です。他方、官庁のホームページに載っている多くのデータはエクセルになっていて、誰もがそのデータをそのままの形で利用することが可能なのですが、PDFではデータをいちいち転記しなくてはなりません。情報提供の目的が発信することのみで、送った情報を受け手が使って裁判所を身近に感じてもらうというところにはないように思えます。このように、まだまだ情報提供の仕方などが不十分な場面も見受けられるので、検証・改善も必要だと思います。また、裁判所という組織は、広報にどれだけの費用をかけることが可能なのか、例えば、新潟家庭裁判所には広報専門の担当者がいるのかどうか、広報という分野は、やはりお金がかかります。広報にはお金をかけるという方向に行くのか、それとも、お金をかけずに何かしらの広報を実施すべく智恵を絞るという方向に行くのか、どのように考えたら良いのでしょうか。

（裁判所出席者）

専門の広報担当官はいませんが、私をはじめ、総務課で広報事務を取り扱っています。予算についても、新潟家庭裁判所が自由に使える広報費用はほとんどありません。あまりお金をかけずにできる広報活動をやらなければいけないと思っています。

（学識経験者委員 G）

具体的な提案にはならないのですが、やはり市民が利用する公の機関であれば、それなりの広報予算をきちっと分配するという方向で議論する必要があるのではないのでしょうか。そのためには最高裁判所に頑張ってもらわないと先に進まないと思います。公の機関は、広報について関心が薄いと感じますので、常に議論の対象にする必要があると思います。

(学識経験者委員H)

新聞社の意見としては、いわゆるイベントの広報というのであれば、別に何ら問題はないのですが、具体的な事件に関してどのくらいの情報を一般の方々に提供することができるのかという点については、我々も非常に戸惑うというのが現実です。裁判所という機関は、最終的にジャッジするところですから、その前の段階のことについて、例えば、DV防止ネットワークや各種相談窓口があるということをも、もう少しマスコミ関係者も広く一般の方々に報道して裁判所の広報について協力して行くべきだと思いました。最終的にジャッジする裁判所は、言葉は適当ではないかもしれませんが、法の啓発や人権の啓発などの一般的なものを担ってもらえれば良いと思います。少年の人権を守るとか、あるいはDV防止などの一般的な広報で、家庭裁判所からの要望があれば、我々も大いに協力したいと思います。

(学識経験者委員F)

私どもは女性相談もお受けしてしまして、DV関係の事案が多いのですが、警察や市区町村の各種担当窓口と連携していかなければなりません。相談者の方の中には、逃げるだけで精一杯という方やその後の生活展望等を考えられないまま相談に来る方もいます。私どもは、例えば離婚のことであれば、弁護士に依頼する方法を伝えたり、経済的に困窮しているようであれば、社会福祉事務所等に相談することを促したり、住民票のことであれば、新潟市の担当窓口を紹介したり、各関係機関へのつなぎをしています。なかなか女性相談・DV相談のところに行きつくまでの間に、紆余曲折あるいは相談機関自体がわからなかったというケースもあるようです。ある民間団体の方から伺ったのですが、DVの申立て等各種の法的手続を考えている方は、あまりにも立派なチラシやパンフレットを持参して家に帰ることはできないという事情があるので、相談先の電話番号をさっとメモをしてすぐ捨てられる程度のもので良いそう

です。その団体の方は、小さい名刺サイズのカードに相談先及び電話番号が記載されたものを作って、事業団体等の女性用トイレの手洗い場に設置させてもらって広報をしているそうです。今回の家事事件手続法の広報にも多少あてはまるところがあるのかもしれませんが。チラシを持って堂々と家に帰って、そのチラシをテーブルに出して読むことが可能かということ、場合によってはかえって波風がたってしまうこともあると思います。

(学識経験者委員G)

広報には情報提供の部分と教育・啓蒙という2つの側面があると思います。広報費用には限りがあり、かつ、対応可能なスタッフに限りがあるという条件の中では、2・3年くらい期間を絞って特定のテーマに関して広報活動をするという方法が考えられます。また、市民一般を対象にする広報とともに、家庭裁判所に関係する機関で働いている方々や市区町村の職員など、いくつかのグループを対象とする方法もあります。資源が限られている場合には、あれもこれも手を付けることはできないので、広報の対象者を限定して家庭裁判所の理解者を作り、広報の実績を積み上げていくということも念頭におく必要があると思います。

(学識経験者委員D)

教育というところになるのかもしれませんが、索引の引き方を中学校又は高等学校で教える。要するに、インデックスを教えて、後は各生徒がインターネット等で検索をして、答えをはじき出す。あえて内容まで踏み込む必要はないと思います。また、内容に関しては、わかりやすい日本語で記載して欲しいと思います。意味不明な法律用語を並べられても結局は良くわからないということになるので、やはりわかりやすい表記を心がける必要があると思います。私自身に置き換えて、一生のうちで裁判所に出入りするのは果たしてどのくらいあるのかと考えてみたのですが、たぶん後見人の場面くらいだと思います。ここからは少し論点が外れますが、「裁判所に行く前にやめておきな。」ということなのかと。「裁判所に行ってはいけない。」ことをどうやってPRしていくのかだと思います。裁判所という場所は、非常に高貴な、物凄く大切な場所・職種で、実は人を裁く機関・罰する機関なわけです。ということは、裁判所には行ってはいけないということを前提として考えないといけない。私は、そ

のような機関である裁判所に広報が本当に必要なのかというところをもう一回考えても良いのではないかと思います。それよりも教育等でフォローできることがあるればそちらに任せる。その結果，市民生活も充実すると思います。

3 次回の話題事項

(委員長)

次回の話題事項は，「成年後見制度について」協議することに決定

第3 次回期日

平成25年6月20日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	高野芳久
学識経験者委員	小池泰子
同	近 隆
同	斎藤聖子
同	佐藤 彰
同	佐藤たづ子
同	長束克哉
同	南方 暁
同	渡辺 隆
法曹委員	河原克巳
同	三上乃理子
同	三部正歳

(2) 欠席者

学識経験者委員	吉川美貴
同	佐々木優共
同	深海義郎

2 委員以外の裁判所の出席者

首席家庭裁判所調査官	大貫 充
家事首席書記官	寺尾 順治
少年首席書記官	南須原 薫
次席家庭裁判所調査官	佐藤 卓代
事務局長	川目 治
事務局次長	柳谷 守昭
事務局総務課長	依田 弘太郎